

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存活用計画について

1 計画の目的

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡（天竜区）の保存や活用の方針を定めることを目的とする。

2 背景

文化財保護法改正（平成31年4月）により、史跡の管理団体（当件の場合は浜松市）が保存活用計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。計画認定後は、補助金の交付が円滑になるほか、現状変更などの手続きが弾力化される。

3 経緯

平成30年2月 戦国時代から安土桃山時代の特徴的な城郭の姿が評価され、国史跡に指定
平成30年度～ 保存活用検討会（有識者会議）で協議
二俣未来まちづくり協議会を通じて意見をうかがう

4 史跡が目指す姿

2つの城の価値を未来に向けて確実に継承するとともに、城郭の推移と特徴が理解できる場としての魅力を高め、歴史の重層性が体感できる城跡を目指す。

5 保存活用の基本方針

〔調査研究〕 今後の適切な保存活用をはかるため、二俣城跡及び鳥羽山城跡にかかわる着実な調査研究を継続する。

〔保存〕 城跡の本質的な価値を確実に継承することを前提とし、周辺環境との調和をはかりながら、史跡全体の保存管理に努める。

〔活用〕 城跡の本質的な価値を分かりやすく伝えるとともに、両城をめぐる歴史の重層性に注目し、二俣のまちをはじめとした関連する歴史文化資源と一体となった活用を行う。

〔整備〕 戦国時代から安土桃山時代に機能した山城の姿を顕在化させるとともに、都市公園としての機能と自然学習や市民憩いの場としての価値に留意した整備を行う。

〔運営体制〕 保存活用事業を効果的に進めるために、多様な団体と連携をはかる運営体制を構築する。

6 今後の予定

2月中旬 保存活用計画 国へ認定申請
5月頃 保存活用計画 審議会における答申により国認定予定
令和2年度～令和3年度 整備基本計画策定



図1 整備計画イメージ図（二俣城跡）



図2 整備計画イメージ図（烏羽山城跡）